



伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 中谷 一彦 様	報告者	新政クラブ 議員名生中 正嗣
-----------------	-----	-------------------

参加者名	生中 正嗣、福田 かおり、中谷 一彦、近森正利、赤堀久実
------	------------------------------

①	視察日時	8月6日 13時30分	視察先	佐賀県唐津市役所
---	------	-------------	-----	----------

視察事項	議場でのUDトークの活用について
------	------------------

②	視察日時	8月7日 10時00分	視察先	大分県玖珠郡九重町役場
---	------	-------------	-----	-------------

視察事項	スポーツ合宿について
------	------------

【視察研修の成果】

①人口121,890人、面積487.6km²の佐賀県唐津市であるが、開かれた議会、ユニバーサル議会を目指して、聴覚障害の方に目の前で議場での発言を即座に文字に表示するシステムである「UDトーク」を県内初で導入されたことについて視察しました。これは音声認識文字変換アプリを採用し、議場のマイクを使った発言を文字化するもので、多少の誤変換があるものの費用も36万4千円と安価であり当市にてにおいても早急に導入に向けて検討すべき施策であると感じました。 【詳細資料別紙】

②平成24年3月、平成27年3月議会に「市政に対する一般質問」の中で、観光振興と合せて様々な分野の合宿活動による「集客推進事業」の導入について提言をいたしました。スポーツ合宿においても単なるスポーツの振興が主たる目的ではなく地域資源を生かした集客交流を促進し、地域経済を活性化させるものと考えております。今回積極的に取り組まれている大分県九重町において視察を行いました。九重町は平成26年にスポーツ合宿誘致プロジェクトチームを設置し、平成27年「まち・ひと・しごと総合戦略」としてスポーツツーリズムを位置付けられました。観光協会を主体として隣接の玖珠町との連携によって「スポーツ合宿受入隊」を組織し、誘致の促進、PR活動を進めているとのこと。又、今後も推進のためのソフト事業、経済効果、そしてハード事業の目標を立て、地域貢献も含めて積極的に進められるということでした。当市としても公共施設の適正化に合わせ、施設の利活用と整備を考えながら取り組むことが、大きな経済効果と発展に結びつくものと考え、今後も提言をして参りたい。

費用	旅費 53063 円	研修参加費	円
----	------------	-------	---

旅程明細書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会 新政クラブ	氏名	生中 正嗣
用務名(目的・場所)	8月6日 佐賀県唐津市行政視察「議場でのUDトークの活用について」			
	8月7日 大分県玖珠郡九重町行政視察「スポーツ合宿について」			
用務従事期間 (時間)	従事 月日	8月 6日	従事 時間	13:30 ~ 15:00
		8月 7日		10:00 ~ 11:00
		月 日		~

出張 月日	出発地 (出発箇所)	交通 用具	到着地 (到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小 計	日 当	宿泊料	夕食代	レンタカー 代
				路程 km	運 賃 円	急行料金 円					
8月6日	伊賀神戸	近鉄	鶴橋	74.4	1,070	900	1,970				
	鶴橋	JR	大阪	7.7	8,640		8,640				
	大阪	JR	新大阪	3.8	↓		0				
	新大阪	JR新幹線	博多	622.3	↓	5,900	5,900				
	博多	レンタカー	唐津市 ~日田市						1,500	朝食代込 6,600	1,700
8月7日	日田市	レンタカー	九重町 ~博多								通行料 734 ガソリン代 773
	博多		新大阪	622.3	8,640	5,900	14,540				
	新大阪	地下鉄	なんば	7.6	280		280				
	大阪難波	近鉄	伊賀神戸	77.5	1,140	900	2,040	1,500			
計							円 33,370	円 3,000	円 6,600	円 1,700	円 8,393
合計							円 53,063				

※レンタカー代に関する料金は全て参加議員5名で按分した料金を計上しています。

領収書等添付用紙	議員名	生中正嗣
----------	-----	------

調査研究費 研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)

領収証

No. _____

生中正嗣 様 R元 年 7 月 30 日

金額	7	3	3	0	9	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---

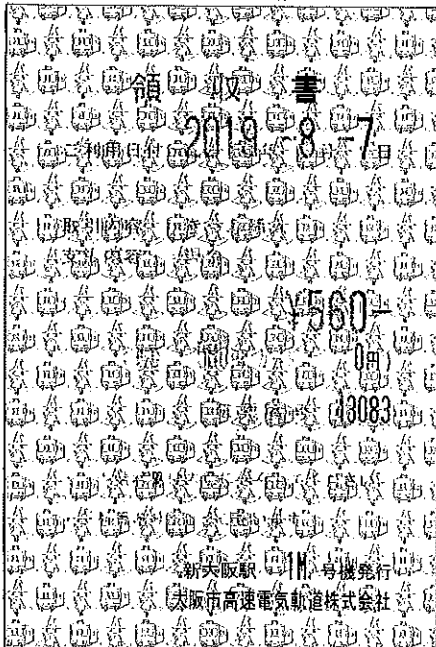
内 但 8/6.7 鉄道代
 消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

#115A00#778

三重県伊賀市上野 丸之内500
 コスモス観光ハ トラビーズ伊賀店
 TEL 0595-22 188
 FAX 0595-22 186

JR、近鉄 往復分の鉄道代



地下鉄代
 新大阪駅 → なんば駅
 運賃 280円 × 2名
 (生中議員、福田議員)

領収書等添付用紙

議員名

生中正嗣

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に〇をつけてください。)

領収書

No. 000109681 H03T 19/08/06 17:40
【チェックイン】

部屋No. 703

ご利用期間 2019/08/06~2019/08/07
ご利用日 2019/08/06

イナカ タツグ 様

ご請求額 6,600円

※請求額を領収書1冊に含みます。

ホテルルートイン日田駅前

大分県日田市元町2-1番14号
TEL 050-5847-7411
FAX 0973-26-0007

印紙税申告納
付につき品川
税務署承認済

品川税務署 税務課 税務課長 品川 誠
〒850-0001 大分県日田市元町2-1番14号

◆ 利用明細 ◆

ご請求額 6,600円

室料 6,600円
消費税 488円

ご入金額 6,600円(現金)

伊賀市議会政務活動費明細書

伊賀市議会議長 様

報告者
議員名

生中正嗣

支出項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけて下さい)

内 容

※全て参加議員5名で按分する

日付	明細	領収書等の 金額 (円)	按分率	金額 (円)
8/6 ~7	レンタカー代	30,870	1/5	6,174
8/7	レンタカーガソリン代	3,866	1/5	773.2
8/6	有料道路通行料(都市高速) (博多駅東~福岡西)	620	1/5	124
8/6	有料道路通行料(福岡県道路公社) (福岡西~今宿)	150	1/5	30
8/6	有料道路通行料(福岡県道路公社) (今宿~前原)	210	1/5	42
8/6	有料道路通行料(NEXCO 西日本) (多久~日田)	2,370	1/5	474
8/7	有料道路通行料(NEXCO 西日本) (日田~九重)	1,070	1/5	214
8/7	有料道路通行料(NEXCO 西日本) (九重~大宰府)	2,600	1/5	520
8/6	有料道路通行料(佐賀県道路公社) (牧瀬~多久)	210	1/5	42
計				8,393円

領収書等添付用紙	議員名	生中正嗣
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費		<input type="checkbox"/> 研修費・ <input type="checkbox"/> 広報費・ <input type="checkbox"/> 広聴費・ <input type="checkbox"/> 会議費・ <input type="checkbox"/> 資料作成費・ <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費・ <input type="checkbox"/> 事務所費
(該当項目に○をつけてください。)		

領収証

No. _____

伊賀市議会新政クラブ 公明党 様

R元 年 7 月 30 日

金額	¥	3	0	8	7	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---

内 但 8/6.7 レンカー代
消費税等 上記正に領収いたしました

現金		
小切手		

三重県伊賀市上野丸之内500
コスモス電光ハイトピア伊賀店
TEL 0595-22-1188
FAX 0595-22-1186

HISAGO #778

ENEOS

納品書(領収書)

車検無料見積り実施中!!!
2019年08月07日 12:41

レンタカーガソリン代


売上 様 M
上 6-910130-49990-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-04
25.77L *
合計 ¥3,866
(内消費税等(8.00%)) ¥286
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,134

現金(お預り)は領収書に記入していただきます。

(株) 喜多村石油店
Dr. Driveセルフ麦野店
福岡県 福岡市 博多区
三筑2-15-8
TEL:092-591-2695 SS-910130
マイNo 2569-02 デーNo7280-7281
001 [redacted] 2019/08/07

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 博多駅東
料金所(至) 博多駅東

19年 8月 6日
11時58分

博多駅東～福岡西

通行料金 (ETC/ETC外) ￥620-


車種 1

取扱番号 A27908-065716-306823

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 福岡西
料金所(至) 福岡西

19年 8月 6日
12時10分

福岡西～今宿

通行料金 (ETC/ETC外) ￥150-


車種 1

取扱番号 A27908-065690-087829

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 前原
料金所(至) 前原

19年 8月 6日
12時17分

今宿～前原

通行料金 (ETC/ETC外) ￥210-


車種 1

取扱番号 A27908-065690-113724

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 多久
料金所(至) 日田

19年 8月 6日
17時33分

通行料金 (ETC/ETC外) ￥2,370-


車種 1

取扱番号 A27908-065762-308020

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 日田
料金所(至) 九重

19年 8月 7日
9時31分

通行料金 (ETC/ETC外) ￥1,070-


車種 1

取扱番号 A28908-075287-605220

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 九重
料金所(至) 太宰府

19年 8月 7日
12時22分

通行料金 (ETC/ETC外) ￥2,600-

車種 1

取扱番号 A28908-075297-416725

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/> にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。

熊本県 熊本県道 10号 豊後川

2019年 8月 6日(火) 16:25

車線別 責任者 2005

車種 普通車

環 境 金 ￥210

優待 熊本県道 10号 豊後川

熊本県 熊本県道 10号 豊後川

牧源IC～多久IC

伊賀市議会 様 行政視察次第

と き 令和元年8月6日(火)

午後1時30分～

ところ 第3委員会室

- 1 開会
- 2 唐津市議会副議長 あいさつ
- 3 伊賀市議会様 ごあいさつ
- 4 唐津市政概要説明
- 5 調査事項説明・質疑応答
議場でのUDトークの活用について
- 6 閉会

(メモ)

所用しやる 様

連絡しやる

佐賀県議会

三重県伊賀市議会
新政クラブ・公明党 様

議場でのUDトークの活用について

佐賀県唐津市議会事務局

三重県 伊賀市議会 新政クラブ・公明党 《 会 派 視 察 研 修 》

日時 令和元年8月7日(水)
10時00分～11時00分
場所 九重町役場3階302会議室

< 次第 >

1. 開会
2. 九重町議会 歓迎あいさつ
・議長 土井 真一郎
3. 伊賀市議会様 代表あいさつ
・新政クラブ 生中 正嗣様
4. 九重町議会 出席議員・職員紹介
・別紙「名簿」参照
5. 伊賀市議会様 出席議員紹介
・別紙「名簿」参照
6. 研修事項
●スポーツ合宿について
7. 質疑応答・意見交換
8. 伊賀市議会様 謝辞
・近森 正利様
9. 閉会

27/66
1/100<

議会のあり方

2人組の話し

師匠?

宿舎? (合宿所)

道具は? 用?

アットアップの?

学芸会?

総合合

スポーツツーリズムについて

行政視察
三重県伊賀市議会様



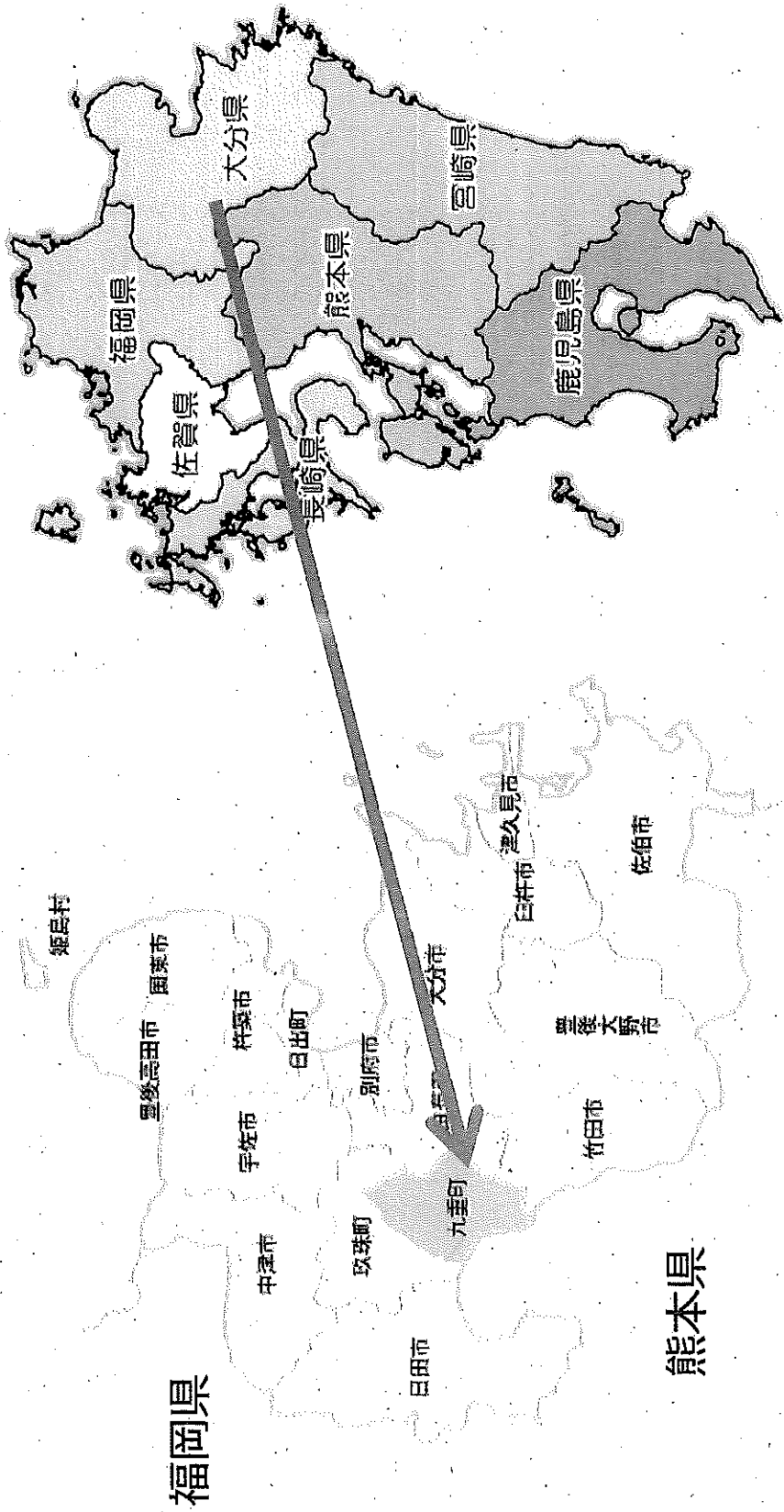
九重町

Kokonoetown

令和元年 8月7日

九重町の位置

- ・位置 大分県南西部に位置。南は熊本県と接しており、阿蘇くじゅう国立公園に一部指定されています。





日本一の
おんせん県おおいた  味力も満載

スポーツ合宿 ガイドブック

大分県

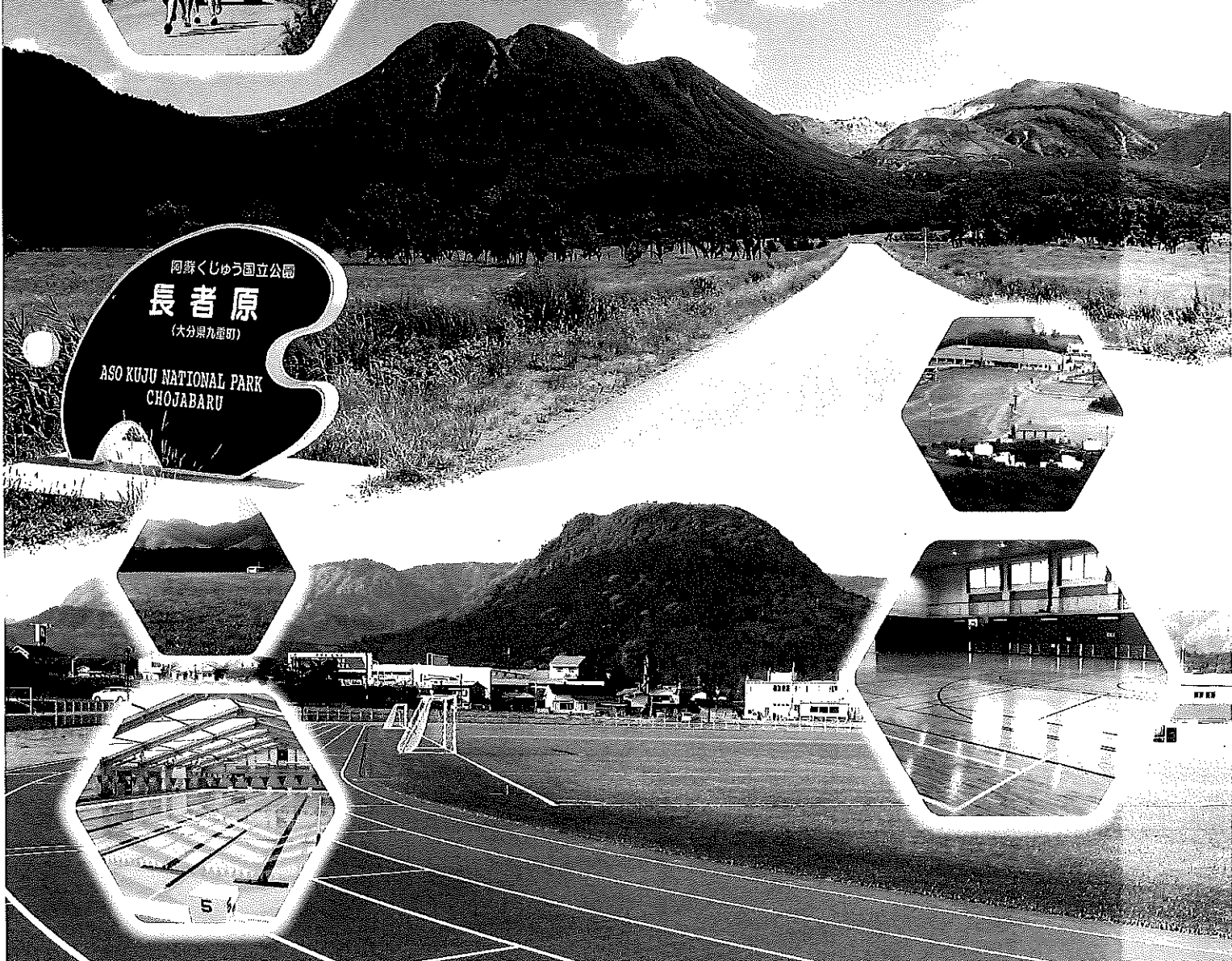
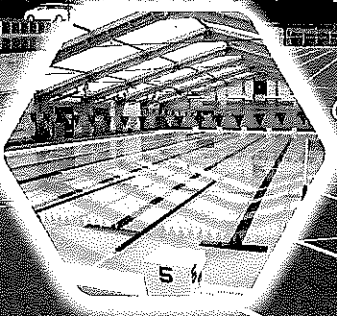
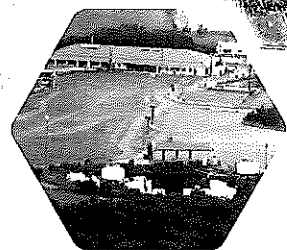
九重・玖珠

このえ

くす



阿蘇くじゅう国立公園
長者原
(大分県九重町)
ASO KUJU NATIONAL PARK
CHOJABARU





伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 中谷 一彦 様	報告者	新政クラブ 議員名生中 正嗣
-----------------	-----	-------------------

参加者名	生中 正嗣、市川岳人、西口 和成、福村 教親		
------	------------------------	--	--

①	視察日時	1月28日 10時00分	視察先	福島県会津若松市役所
---	------	--------------	-----	------------

視察事項	議会改革について			
------	----------	--	--	--

②	視察日時	1月29日 10時00分	視察先	文部科学省内文化庁
---	------	--------------	-----	-----------

視察事項	地方自治体が抱える文化財行政の問題点と、文化財保護法改正の活用について			
------	-------------------------------------	--	--	--

①【会津若松市での視察研修の成果】

- 主な事項
- ・議会改革の概要、政策形成サイクルについての取り組み状況
 - ・政策討論会の実施状況とその充実について
 - ・議員間討議について
 - ・広報公聴委員会の組織と内容について

会津若松市は伊賀市の1年後に「市民の負託に応える合議体たる議会づくりを目指して」を基本理念として議会基本条例を制定したとのことで、「政策サイクル会津若松市議会の挑戦」と題してレクチャーを受けました。議会の評価に対するプロセス、評価の物差しの目的として、「住民福祉」の向上に向けた議会改革を行っている。特に、国会審議を参考にして各常任委員会をそれぞれ分科会に分け、予算・決算委員会、政策討論会へ紐付けし活動している。又、市民との意見交換会においては単なる市への要望の伝達に終わることなく、広報公聴委員会を中心に政策討論会を経て「政策決定」と言う政策形成サイクルがなされております。我が市も次年度より各常任委員会への審査について検討を行っており、きめ細やかな審査と政策提言に繋げていくことが期待できると今回の視察研修で感じた次第である。

費用	旅費 67,980 円	研修参加費	円
----	-------------	-------	---

伊賀市議会行政視察報告書

伊賀市議会議長 中谷 一彦 様	報告者	新政クラブ 議員名生中 正嗣
-----------------	-----	-------------------

参加者名	生中 正嗣、市川岳人、西口 和成、福村 教親
------	------------------------

①	視察日時	1月28日 10時00分	視察先	福島県会津若松市役所
	視察事項	議会改革について		
②	視察日時	1月29日 10時00分	視察先	文部科学省内文化庁
	視察事項	地方自治体が抱える文化財行政の問題点と、文化財保護法改正の活用について		

②【文化庁での視察研修の成果】

視察事項 「地方自治体が抱える文化財行政と文化財保護法改正の活用方法」

過疎化、少子高齢化に伴い文化財の保護が緊急の課題であり、地域社会が総がかりで継承に取り組むことが大切である。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るという趣旨のもとに一部改正がなされたとのことである。【詳細は別紙】

具体的な事例として伊賀上野城を例に挙げ、天守閣は(市の文化財)国の補助対象ではないがお城公園全体の取り組み(バリアフリー等)は補助対象となる。史跡認定は現状維持が基本ではあるが、変更には申請が必要となる。又、お城公園敷地から旧桃青中学校への単なる橋の設置については認可できないが、お城公園と観光ルートとの共有から見れば都市計画部局と観光行政部局との連携によって可能となる場合があり、総合計画の上タイミングを図って進めるべきとのことであると意見をいただきました。今後の観光・文化財行政を進める上での参考になり、提言をして参りたいと感じました。

費用	旅費	円	研修参加費	円
----	----	---	-------	---

旅 程 明 細 書

No.

旅行者	所属	伊賀市議会 新政クラブ	氏名	生中 正嗣
用務名(目的・場所)	1月28日 福島県会津若松市行政視察「議会改革について」			
	1月29日 文化庁視察「地方自治体が抱える文化財行政の問題点と文化財保護法改正の活用方法について」			
用務従事期間(時間)	従事月日	1月 28日	従事時間	10:00 ~ 11:30
		1月 29日		10:00 ~ 11:30
		月 日		~

出張月日	出発地(出発箇所)	交通用具	到着地(到着箇所)	鉄道賃・船賃・航空賃・車賃			小計	日当	宿泊料	夕食代	朝食代	
				路程	運賃	急行料金						
1月27日	伊賀神戸	近鉄	伊勢中川	33.4	1,590	1,340	2,930					
	伊勢中川	近鉄	近鉄名古屋	78.8								
	名古屋	JR新幹線	東京	366.0	8,790	8,790						
	東京	JR新幹線	郡山(福島)	226.7								
	郡山(福島)	JR	会津若松	64.6								
1月28日	会津若松	バス	会津若松市役所		210		210					
	会津若松市役所	バス	会津若松		210		210					
	会津若松	JR	郡山(福島)	64.6	往復割引 (18,000)に込	4,070	4,070					
	郡山(福島)	JR新幹線	東京	226.7								
	東京	地下鉄	人形町(宿泊ホテル)		170		170	1,500	12,000	1,700	込	
1月29日	人形町(宿泊ホテル)	地下鉄	虎ノ門(文化庁)		280		280					
	虎ノ門(文化庁)	地下鉄	東京		170		170					
	東京	JR新幹線	名古屋	366.0	往復割引 (18,000)に込	4,720	4,720					
	近鉄名古屋	近鉄	伊賀神戸	112.2								
計							円 42,480	円 3,000	円 19,100	円 3,400	円	
							合計	67,980				円

※ 会津若松市の視察開始時間に間に合わない為、前泊とする。
 ※ 宿泊料には夕食代が含まれていない為、夕食代(1,700円)を加算し、請求する。

領収書等添付用紙	議員名	生中 正嗣
(調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。))		

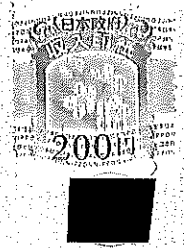
領収証 生中正嗣 様 No. 11-2133

金額

59,750-

内訳	
現金	但 1/27-29 会津若松へ出張費用
小切手	1/27 年 2 月 21 日 上記正に領収いたしました
手形	
消費税額等(%)	

株式会社 ミヤマトータルソリューション
M K ツ ア ー ス
 〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内500
 TEL 0595-48-7700 FAX 0595-48-7701



コクヨ ウケ-92

【領収書内訳】

- 1/27 宿泊代(会津ワシントンホテル 朝食付き) 7,100 円
 - 1/28 宿泊代(西鉄イン日本橋 朝食付き) 12,000 円
 - 1/27 近鉄特急券・乗車券(伊賀神戸～近鉄名古屋) 2,930 円
 - 1/27 新幹線指定席(名古屋～郡山(福島)) 8,790 円
 - 1/28 新幹線指定席(郡山(福島)～東京) 4,070 円
 - 1/29 新幹線指定席(東京～名古屋) 4,720 円
 - 1/27～1/29 JR往復乗車券(名古屋⇄会津若松) 18,000 円
 - 1/29 近鉄乗車券(近鉄名古屋～伊賀神戸) 1,590 円
 - 旅行取扱料金(手配料) 550 円
- 合計 59,750 円

※ 上記の旅行取扱料金 550 円は政務活動費から支出しない。

領収書	No. 40929567
Receipt	生中正嗣 様
領収年月日	2020. 1. 29
金額	¥1,340-
上記金額確かに領収いたしました 購入商品 乗車券等 Tickets 近畿日本鉄道株式会社 20- 1-29 13:51:13 名古屋409	
印紙税申告納付につき天王寺税務署承認済	
1/29 近鉄特急券 1,340 円 (近鉄名古屋～伊賀神戸)	

【御請求書】

伊賀市議会 様 申込 西口和成 様


日程: 2020年1月27日(月)~1月29日(水)

方面: 東京/会津若松 方面

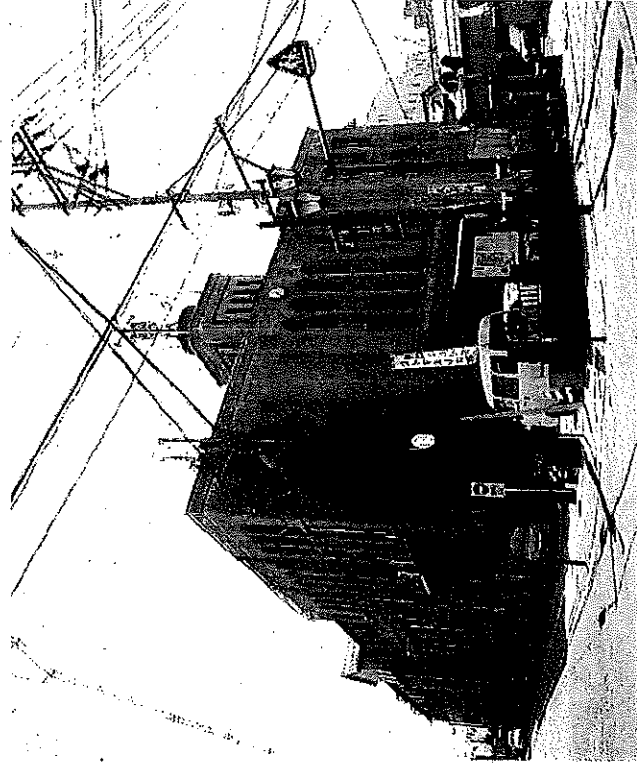
発行日: 2020/1/24

明 細	料 金	人 数	合 計
宿泊代(会津ワシントンホテル)シングル朝食付き	7,100	3	21,300
宿泊代(西鉄イン日本橋)シングル朝食付き	12,000	4	48,000
1/27近鉄特急券・乗車券	2,930	3	8,790
1/27新幹線指定席	8,790	4	35,160
1/28新幹線指定席	4,070	4	16,280
1/29新幹線指定席	4,720	4	18,880
JR往復乗車券(往復割引適応)名古屋⇔会津若松	18,000	4	72,000
1/29近鉄乗車券のみ	1,590	4	6,360
旅行取扱料金(手配料)	550	4	2,200
取消料・払戻料金(全額1名分 福田様)	2,650	1	2,650
取消料・払戻料金/(1/27近鉄・1日目ホテル 市川様)	2,310	1	2,310
以下余白			
お振込ご希望の方は下記にお願い致します	総 額		233,930
北伊勢上野信用金庫 城北支店	入金済額(入金日)		
普通口座 XXXXXXXXXX 口座名: ㈱ミヤマトータルイノベーション	残金ご請求額		233,930
(振込手数料はお客様負担となります)			

備考/内訳 1名様当り
 3名/議員様 59,750
 福田様 2,650
 市川様 52,030 取消料含む

日本旅行特約店 
 株式会社 ミヤマトータルイノベーション
MKツアーズ 上野市駅前店
 〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内500
 TEL(0595)48-7700 FAX(0595)48-7701
 担当/ XXXXXXXXXX

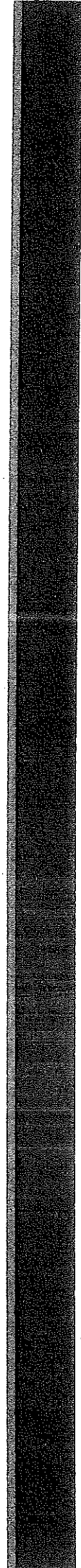
議会基本条例と政策サイクル 会津若松市議会の挑戦



会津若松市役所



平成27年9月定例会



文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる
【第183条の2第1項】
- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）
【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる
【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる
【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る
【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする
【第190条第2項】
- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする
【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等
【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする
【地教行法第23条第1項】

成立

平成30年6月1日

公布

平成30年6月8日

施行期日

平成31年4月1日